

# 新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの余剰が発生した場合の対応指針

令和3年 5月28日

鹿児島県くらし保健福祉部

新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの余剰が発生した場合については、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（厚生労働省健康局長）」において、対応等が例示の上、各自治体において検討することとされています。

各自治体が検討するにあたって、例示される対応等のほか、県としての対応指針を以下により示すことから、各市町村においては、地域の状況を踏まえ、検討の上、方針を定める際の参考としてくださるよう、お願いします。

なお、各市町村において、方針を定めた際には、公表するようしてください。

- 接種予約のキャンセル等の理由により余剰が生じたワクチンは、無駄なく接種を行う必要があることから、廃棄することなく、効率的に接種を行うこと。
- 市町村及び医療機関はキャンセル等に備え、事前の検討や準備を行うこと。
- 接種記録等の混乱を避けるため、キャンセルの生じた枠で接種を受けられるのは、既に接種券の送付を受けた者とするが、緊急性がある場合、接種券を保有していない者も対象とするなど、柔軟な対応を検討し、判断すること。

## 1 接種対象者

- ・ 高齢者や基礎疾患を有する者、高齢者施設等の従事者など接種順位の上位の者
- ・ 園児や児童・生徒と業務上接触する機会の多い者（保育士・教職員、児童福祉施設の従事者等）
- ・ 重度障害者や医療的ケア児を在宅で介護する家族等
- ・ 市町村が設置する特設会場における接種業務の従事者
- ・ 警察や消防、公共団体や公共施設等の職員
- ・ その他市町村において必要と認める者

## 2 対応要領

### (1) 医療機関における個別接種の場合

- ・ 医療機関は、かかりつけの患者である高齢者や基礎疾患を有する者に、電話連絡により接種を呼びかける。
- ・ 市町村は、近くにある接種対象者の各施設（高齢者施設等、保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブや児童福祉施設等）に事前の承諾を得ておき、キャンセル等が生じた際に、市町村又は医療機関は、電話連絡により接種を呼びかける。
- ・ 市町村は、重度障害者や医療的ケア児を在宅介護する家族等が接種を希望する場合、近くの個別接種を行う医療機関に、直接、事前の申し出をするよう周知し、申し出を受けた医療機関は、キャンセル等が生じた際に、電話連絡により接種を呼びかける。
- ・ 市町村は、警察や消防、公共団体や公共施設等の職員に事前の承諾を得ておき、キャンセル等が生じた際に、市町村又は医療機関は、電話連絡により接種を呼びかける。
- ・ 上記により対応する暇がない場合は、現場対応により、接種対象者以外の接種可能な者に、接種する。

## (2) 市町村における集団接種の場合

- ・ 市町村は、近くにある接種対象者の各施設（高齢者施設等、保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブや児童福祉施設等）に事前の承諾を得ておき、キャンセル等が生じた際には、電話連絡により接種を呼びかける。
- ・ 市町村は、重度障害者や医療的ケア児を在宅介護する家族等が接種を希望する場合、事前に申し出をするよう周知し、申し出を受けたときは、キャンセル等が生じた際に、電話連絡により接種を呼びかける。
- ・ 市町村は、警察や消防、公共団体や公共施設等の職員に事前の承諾を得ておき、キャンセル等が生じた際には、電話連絡により接種を呼びかける。
- ・ 市町村は、接種会場でキャンセル等が生じた際には、接種業務の従事者に接種を呼びかける。
- ・ 上記により対応する暇がない場合は、現場対応により、接種対象者以外の接種可能な者に、接種する。

## 3 その他

- ・ 運転免許証などで本人確認をした上で、上記の対応要領により接種をする。
- ・ 接種券を保有していない者に接種した場合、医療機関は、別紙の「接種券を所持しない方へのワクチン接種報告書」により、速やかに被接種者の住所地（住民票に記載のある住所）の市町村に報告する。
- ・ 報告を受けた市町村は、2回目の接種に必要な接種券を発行し、被接種者に送付する。
- ・ 接種に必要な手続きについては、市町村と医療機関が連携して対応する。

## 【 参考 】 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施に関する手引き（2.2版）～抜粋

### 第4章 接種の流れ

#### 3 接種を実施する段階における注意

##### （16）ワクチンの余剰が発生した場合

新型コロナワクチンの接種予約がキャンセルされた等の理由で余剰となったワクチンについては、可能な限り無駄なく接種を行っていただく必要があることから、別の者に対して接種することができるような方法について、各自治体において検討を行う。

例えば、市町村のコールセンターや医療機関で予約を受ける際に、予約日以外で来訪可能な日にちをあらかじめ聴取しておき、キャンセルが出たタイミングで、電話等で来訪を呼びかける等の対応が考えられる。なお、キャンセルの生じた枠で接種を受けられるのは、接種券の送付を受けた対象者とする。それでもなお、ワクチンの余剰が生じる場合には、自治体において検討いただきたい。

〇〇市町村▲▲課あて

令和3年 月 日

## 接種券を所持しない方のワクチン接種報告書

接種券を所持しない方に下記のとおり接種を行ったので、接種実績の記録とともに接種費用の支払をお願いします。

記

医療機関情報	医療機関名		
	医療機関所在地		
	担当者氏名		
	連絡先		
被接種者情報	接種日		
	ワクチンの種類	接種回数	回目
	フリガナ		
	氏名		
	生年月日		
	住所		
	連絡先		
	接種区分		
	以下のいずれかを記載 1 高齢者 2 基礎疾患を有する者 3 高齢者施設等の従事者 4 60～64歳の者 5 それ以外の者		